

1 環境基準等

(1) 騒音の環境基準・規制基準等

ア 騒音の環境基準

表 4-1-1 騒音に係る環境基準 (等価騒音レベル(L_{Aeq})、単位：デシベル)

地域の類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60以下	50以下
		車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

(注) 1 地域の類型 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

2 この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

■幹線道路近接空間に関する特例

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表に関わらず特例として次表のとおりとする。

表 4-1-2 幹線交通を担う道路に近接する空間における環境基準 (単位：デシベル)

	昼間	夜間
	70以下	65以下
備考	<p>1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2車線以下の車線を有する道路 15メートル ・2車線を超える車線を有する道路 20メートル <p>2 個別の住居などにおいて騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。</p>	

イ 航空機騒音の環境基準

表 4-1-3 航空機騒音に係る環境基準 (時間帯補正等価騒音レベル(L_{den})、単位：デシベル)

地域の類型	該当地域：丘珠空港を中心とした半径約 5km の地域	基準値
I	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	57 以下
II	類型 I 及び除外地域以外の地域	62 以下
除外地域	空港敷地及び工業専用地域	—

(注) L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル) 航空機 1 機ごとの飛行騒音の他、航空機の地上騒音等を含め時間帯ごとに重みづけをしたエネルギー量を積分した、航空機騒音のうるさを表す数値。平成 19 年 12 月 17 日に告示 (環境省告示第 114 号)、平成 25 年 4 月 1 日に施行された。

ウ 自動車交通騒音の要請限度

表 4-1-4 自動車交通騒音に係る要請限度 (等価騒音レベル(L_{Aeq})、単位：デシベル)

区 域	地域の区分	道路区分	昼	夜
a 区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	1 車線	65	55
		2 車線以上	70	65
b 区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	1 車線	65	55
		2 車線以上	75	70
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する	75	70
幹線交通を担う道路に近接する区域			75	70

(注) 時間の区分 昼：6 時～22 時 夜：22 時～6 時 平成 12 年 4 月 1 日施行

エ 在来線鉄道の新設または大規模改良に際しての騒音対策の指針

表 4-1-5 在来線鉄道の新設または大規模改良に際しての騒音対策の指針

新線	等価騒音レベル(L_{Aeq})として、昼間(7 時～22 時)については、60 デシベル以下、夜間(22 時～翌日 7 時)については 55 デシベル以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあつては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

オ 騒音規制法の規制基準等

表 4-1-6 特定施設一覧（騒音規制法）

<p>1 金属加工機械</p> <p>イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限定。)</p> <p>ロ 製管機械</p> <p>ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限定。)</p> <p>ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)</p> <p>ホ 機械プレス(呼び加圧能力が 294kN 以上のものに限定。)</p> <p>ヘ せん断機(原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限定。)</p> <p>ト 鍛造機</p> <p>チ ワイヤフォーミングマシン</p> <p>リ ブラスト(タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く。)</p> <p>ヌ タンブラー</p> <p>ル 切断機(といしを用いるものに限定。)</p> <p>2 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限定。)</p> <p>3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限定。)</p> <p>4 織機(原動機を用いるものに限定。)</p>	<p>5 建設用資材製造機械</p> <p>イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m³以上のものに限定。)</p> <p>ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限定。)</p> <p>6 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限定。)</p> <p>7 木材加工機械</p> <p>イ ドラムバーカー</p> <p>ロ チッパー(原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限定。)</p> <p>ハ 碎木機</p> <p>ニ 帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限定。)</p> <p>ホ 丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限定。)</p> <p>ヘ かな盤(原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限定。)</p> <p>8 抄紙機</p> <p>9 印刷機械(原動機を用いるものに限定。)</p> <p>10 合成樹脂用射出成形機</p> <p>11 鋳造型機(ジョルト式のものに限定。)</p>
--	--

表 4-1-7 特定工場に係る規制基準（騒音規制法）

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分			地域の区分
	昼間	朝・夕	夜間	
第1種区域	45 以下	40 以下	40 以下	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域
第2種区域	55 以下	45 以下	40 以下	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
第3種区域	65 以下	55 以下	50 以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第4種区域	70 以下	65 以下	60 以下	工業地域

(注) 1 時間の区分 昼間：8時～19時 朝：6時～8時 夕：19時～22時 夜間：22時～6時

2 規制基準は、特定工場の敷地境界に対して適用

表 4-1-8 特定建設作業一覧（騒音規制法）

<p>1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打く い抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作 業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除 く。)</p> <p>2 びょう打機を使用する作業</p> <p>3 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動す る作業にあつては、一日における当該作業に係る二地 点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)</p> <p>4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつ て、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。) を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業 を除く。)</p> <p>5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機 の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)を設けて行う 作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラン トを設けて行う作業を除く。)</p>	<p>6 バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生 しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原 動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。)を使用す る作業</p> <p>7 トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒 音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを 除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。) を使用する作業</p> <p>8 ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発 生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、 原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。)を使用 する作業</p>
---	--

表 4-1-9 特定建設作業に係る規制基準（騒音規制法）

(単位：デシベル)

区域の区分	規制基準	作業ができる時間	1日の作業時間	同一場所における 作業期間	日曜・休日の 作業
1号区域	85以下	7～19時	10時間を 超えないこと	連続して6日を 超えないこと	行わないこと
2号区域		6～22時	14時間を 超えないこと		

- (注) 1 規制基準は、特定建設作業を行う敷地境界における測定値に対して適用
- 2 1号区域： 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、
第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
- 2号区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
- 3 工業専用地域、市街化調整区域は対象外

カ 札幌市生活環境の確保に関する条例の規制基準等

表 4-1-10 騒音発生施設（市条例）

<p>1 金属加工機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研磨機（原動機を用いるもの。） <p>2 圧縮機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空気圧縮機（原動機の定格出力が、2.2kW 以上 7.5kW 未満であるもの。） 	<p>3 木材加工機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帯のこ盤・丸のこ盤（原動機の定格出力が、製材用のものにあつては 0.75kW 以上 15kW 未満、木工用のものにあつては 0.75kW 以上 2.25kW 未満であるもの。） ・ かな盤（原動機の定格出力が、0.75kW 以上 2.25kW 未満であるもの。）
---	--

表 4-1-11 騒音発生施設を設置する工場の規制基準（市条例）（単位：デシベル）※表 4-1-7 と同様

区域の区分	時間の区分			地域の区分
	昼間	朝・夕	夜間	
第 1 種区域	45 以下	40 以下	40 以下	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域
第 2 種区域	55 以下	45 以下	40 以下	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域
第 3 種区域	65 以下	55 以下	50 以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第 4 種区域	70 以下	65 以下	60 以下	工業地域

(注) 1 時間の区分 昼間：8時～19時 朝：6時～8時 夕：19時～22時 夜間：22時～6時
 2 規制基準は、特定工場の敷地境界に対して適用

表 4-1-12 指定作業の規制基準（市条例）（単位：デシベル）※表 4-1-7 と同様

区域の区分	時間の区分			地域の区分
	昼間	朝・夕	夜間	
第 1 種区域	45 以下	40 以下	40 以下	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域
第 2 種区域	55 以下	45 以下	40 以下	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域
第 3 種区域	65 以下	55 以下	50 以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第 4 種区域	70 以下	65 以下	60 以下	工業地域

(注) 1 指定作業：作業期間が3か月以上にわたる以下の作業（(2)の作業は騒音規制法の第1種区域及び第2種区域（表4-1-7参照）で行われるものに限る。
 (1) 木材の切削作業、金属のつち打作業、金属の切断作業、金属の研磨作業
 (2) 土石及び建設用資材の積み込み・積卸し作業、建設用資材の運搬車両及び建設用重機の移動作業
 2 規制基準は、指定作業を行う敷地境界における測定値に対して適用

表 4-1-13 拡声放送の規制基準（市条例）

（単位：デシベル）

地域の区分	音量の許容限度		放送できる時間帯
	(1)	(2)	
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	60以下	45以下	8～19時
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65以下	55以下	
近隣商業地域、商業地域 準工業地域	75以下	65以下	8～22時 (車両に拡声器を設置して行う放送は19時(都心の一部については商業宣伝を除き20時)まで)
工業地域	75以下	70以下	8～19時

(注) 拡声放送の音量の許容限度は、拡声機の直下から5m離れた地点での(1)の音量とする。ただし、拡声機が設置されている敷地境界線上において、(2)の音量以下であるときはこの限りではない。

- ・同一場所において商業宣伝を目的として拡声機を使用する場合は、拡声機の使用時間は1回10分以内とし、1回につき10分以上の休止時間を設けること。
- ・2以上の拡声機を同時に使用する場合は、その間隔は、50m以上とすること。
- ・拡声機の設置は、地上10m以内（建築物等の床面にいる者のみを対象とする拡声放送の場合にあつては、その床面から10m以内）の高さとすること。

表 4-1-14 飲食店等における音響機器の使用時間（市条例）

地域の区分	音響機器	使用できる時間帯
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	楽器 カラオケ装置 ステレオセットその他の音声機器 拡声装置 有線ラジオ放送受信装置 録音及び再生装置 映像機器	6～23時 (ただし、当該音響機器から発する音が当該飲食店等の外部に漏れない防音措置を講じた場合は、この限りでない。)

(注) 飲食店等とは、以下の営業に係る店舗をいう。

- 1 食品衛生法施行令第35条第1号に規定する飲食店営業（風俗営業に該当するものを除く。）
- 2 食品衛生法施行令第35条第2号に掲げる喫茶店営業（風俗営業に該当するものを除く。）
- 3 専らカラオケ装置を使用させて営む営業

表 4-1-15 屋外営業の規制基準（市条例）

（単位：デシベル）

地域の区分	時間帯	音量
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	午後11時～午前6時	40以下

(注) 屋外営業は以下のものをいう。

ゴルフ練習場、バッティング練習場、テニスコート、ガソリンスタンド、LPGスタンド、駐車場

キ 「建設作業に係る環境配慮の基本方針」の作業時間

表 4-1-16 特定建設作業の作業時間

用途地域	作業時間
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	9時から17時まで

用途地域	作業時間
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	8時から18時まで

(2) 振動の規制基準等

ア 振動規制法の規制基準

表 4-1-17 特定施設一覧（振動規制法）

<p>1 金属加工機械 イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ 機械プレス ハ セン断機(原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。) ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。)</p> <p>2 圧縮機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)</p> <p>3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)</p> <p>4 織機(原動機を用いるものに限る。)</p> <p>5 コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。)</p>	<p>6 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。)</p> <p>7 印刷機械(原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。)</p> <p>8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。)</p> <p>9 合成樹脂用射出成形機</p> <p>10 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)</p>
--	---

表 4-1-18 特定工場の規制基準（振動規制法）（単位：デシベル）

区域の区分	時間の区分		地域の区分
	昼	夜	
第1種区域	60 以下	55 以下	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
第2種区域	65 以下	60 以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

(注) 1 時間の区分 昼：8時～19時 夜：19時～8時
 2 規制基準は、特定工場の敷地境界に対して適用
 3 学校教育法に規定する学校等の敷地の周囲約50mの区域内では、それぞれ規制値から5デシベルを減じた値を適用

表 4-1-19 特定建設作業一覧（振動規制法）

<p>1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業</p> <p>2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</p> <p>3 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）</p>	<p>4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）</p>
---	---

表 4-1-20 特定建設作業の規制基準（振動規制法） （単位：デシベル）

区域の区分	規制基準	作業ができる時間	1日の作業時間	同一場所における作業期間	日曜・休日の作業
1号区域	75 以下	7～19 時	10 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	行わないこと
2号区域		6～22 時	14 時間を超えないこと		

- (注) 1 規制基準は、特定建設作業を行う敷地境界に対して適用
- 2 1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
- 2号区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
- 3 工業専用地域、市街化調整区域は対象外

イ 道路交通振動の要請限度

表 4-1-21 道路交通振動に係る要請限度 （単位：デシベル）

区域	昼	夜	地域の区分
第1種区域	65	60	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	70	65	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

- (注) 時間の区分 昼：8時～19時 夜：19時～8時
- ※測定方法について以下を参照すること。
- ・振動規制法施行規則 別表第2備考
 - ・振動規制法の施行について（昭和51年12月1日環大特154号）

ウ 「建設作業に係る環境配慮の基本方針」における作業時間

表 4-1-22 特定建設作業の作業時間※表 4-1-16 と同様

用途地域	作業時間	用途地域	作業時間
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	9時から17時まで	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	8時から18時まで

(3) 悪臭の規制基準等

表 4-1-23 特定施設一覧（北海道公害防止条例）

1	(1) 動物の飼養又は収容の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 飼料施設 (ロ) 屎尿施設 (2) 肥料の製造の用に供する鶏ふん乾燥施設 化製場等に関する法律第9条第1項の規定により知事が指定する区域（以下この表において「指定区域」という。）にあっては豚（生後6箇月未満のものを除く。以下この表において同じ。）50頭以上又は鶏（30日未満のひなを除く。以下この表において同じ。）5,000羽以上、指定区域以外の区域にあっては豚250頭以上又は鶏10,000羽以上を飼養又は収容する施設に係るものであること。
2	てん菜糖の製造の用に供する廃液貯りゅう沈でん施設
3	飼料又は肥料（化学製品を除く。）の製造の用に供する原料置場、蒸解施設、分離施設、濃縮混合施設及び乾燥施設
4	でん粉の製造の用に供する廃液貯りゅう沈でん施設
5	パルプ、紙又は紙加工品の製造の用に供する蒸解施設（ブロータンクを含む。）、薬液回収施設及び廃液貯りゅう沈でん施設
6	ゴム製品の製造の用に供する熱処理施設及び焼却施設

表 4-1-24 悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準（札幌市平成10年告示第581号）

規制地域	区分	規制基準
都市計画法に基づく 都市計画区域全域	1号規制（敷地境界）	臭気指数 [※] 10
	2号規制（気体排出口）	前号に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出して得られる臭気排出強度または臭気指数（平成11年9月13日から）
	3号規制（排水）	第1号に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出して得られる臭気指数（平成13年4月1日から）

※ヒトの嗅覚でその臭気を感じなくなるまで希釈したときの希釈倍率を元に次の式で算定される値

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log (\text{希釈倍率})$$